

産婦健康診査費用の償還払い（払い戻し）の御案内

委託契約医療機関以外で産婦健康診査を受けた場合、天童市へ申請をすることで費用の一部の助成を受けることができます。

【費用の助成を受けることができる方】

- ・令和7年4月1日以降に出産された産婦で、健診当日に天童市内に住所を有する方
- ・産婦健康診査費用を全額自己負担した方

【申請期限】

産後6か月未満

【助成上限額】

1回の健診あたり5,000円が上限となります。

※助成上限額を超えた健診費用は、自己負担となります。

※保険診療の対象となる健診を受けた場合は助成の対象外です。

【受診・申請の流れ】

- ①「天童市産婦健康診査受診票」及び「産婦健康診査質問票」に必要事項を記載し、医療機関にご提示ください。
- ②実施した産婦健康診査の結果について、「産婦健康診査受診票」に結果を記入してもらってください。
もしくは、母子健康手帳の「出産後の母体の経過」のページに、基本的な健診結果の記入及び医療機関・医師等の押印をしてもらってください。
- ③医療機関窓口では、健診費用は全額自己負担となります。発行される領収書等は、申請時に必要となりますので、大切に保管してください。
- ④以下のものを持参し、天童市こども家庭センター窓口にて、償還払いの申請を行ってください。

（申請時に必要なもの）

- ・申請書
- ・母子健康手帳
- ・産婦健康診査受診票
- ・産婦健康診査質問票（産婦さん本人が記入したもの）
- ・産婦健康診査費用の領収書及び診療明細書の原本
- ・産婦さんご本人名義の口座で、銀行名・支店名・口座番号がわかるもの

※申請には、「産婦健康診査受診票」または「母子健康手帳」にて健診結果の確認が必要となります。

※「産婦健康診査受診票」及び「産婦健康診査質問票」は、母子健康手帳交付時にお渡しするか、対象の方には個別で郵送しています。

※健診の内容に不明な点等がある場合は、申請者御本人や産婦健康診査を実施した医療機関等へお電話にて照会させていただく場合があります。

＜お問い合わせ＞

天童市こども家庭センター（市健康センター内）

TEL: 023-652-0882